(趣旨)

第1条 知事は、コメなどの食材の高騰により増大する幼児教育・保育施設の負担の軽減を 図るため、食材料費等の負担が増大している幼児教育・保育施設を運営する法人又は個人 に対し、予算の範囲内において茨城県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援金(以下「支 援金」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところに よる。

(定義)

第2条 この要綱において、「幼児教育・保育施設」(以下「施設」という。)とは、別表 1に掲げる施設であり、県内に所在するものをいう。

(支給対象者)

- 第3条 本支援金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者とする。
 - (1)令和7年10月1日時点において、当該施設の開設について所轄の行政庁の認可若しくは指定等を受け、又は届出をしていること。
 - (2) 別表1のいずれかの区分の各要件を満たす施設を運営する法人又は個人であること。
 - (3) 支援金を申請する時点において、休止又は廃止していないこと。

(支給額)

第4条 本支援金の支給額は、別表2のとおりとする。ただし、令和7年4月2日から令和7年10月1日までに開設した施設においては、別表2で得た額に2分の1(6か月分)を乗じて得た額とする。

(不支給要件)

- 第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を 支給しない。
 - (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条 第1号又は第3号に規定する者(以下「暴力団等」という。)
 - (2) 代表者又は役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある施設
 - (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
 - (4) 別表1のうち国・地方公共団体(一部事務組合を含む。) が管理・運営している施設 (指定管理を含む。)
 - (5) 偽りその他不正の手段を用いて、本県から給付金等金銭の交付を受け又はその交付の申請をしたことがある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断 する者

(警察本部への確認)

第6条 知事は、支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)について、 必要に応じ前条第1号から第3号までの各号の該当の有無を県警察本部長に照会すること ができるものとする。

(支援金の申請)

第7条 申請者は、令和7年度茨城県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援金支給申請書 (様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

なお、施設を運営する法人又は個人は、原則として、県内で運営する全ての施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に申請するものとし、この申請は、対象となる施設1か所につき1回限りとする。

2 前項の申請期間は、知事が別に定める。

(申請のみなし取下げ)

第8条 知事は、関係書類に不備等があり、申請者に連絡・確認がとれない期間又は申請者 が不備修正に応じない期間が30日間続いた場合には、当該申請が取り下げられたものとみ なすことができる。

(支援金の支給の決定等)

- 第9条 知事は、第7条第1項の申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の支給を決定するものとする。
- 2 知事は、申請額と同額の支給を決定した場合は、申請者が指定する口座への振込をもって、支援金支給決定の通知に替えるものとする。ただし、申請額と異なる額の支給を決定したときは、申請者に対し、支給決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、不支給決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(宣誓・同意事項)

- 第10条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意を要する。
 - (1) 第3条に規定する支給対象者であること及び第5条に規定する要件に該当しないこと
 - (2) 本支援金の受給後も対象施設の運営を継続していく意思があること
 - (3) 本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあった場合には、これに応じること
 - (4) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること

- (5) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還等に応じるとともに、加算金等を支払うこと
- (6) 不正受給と判断された場合、申請者名を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
- (7) 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること
- (8) 県及び県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること
- (9) 申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存すること
- (10) 令和7年4月1日以降、食材料費等の価格高騰を理由とした給食費の値上げを行っていない又は、既に徴収した値上げ相当額に係る本支援金支給額分の返還等を実施し、 保護者への価格転嫁解消若しくは緩和を行うこと。

(検査及び報告)

- 第11条 知事は、支援金の適正な支給のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告その他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- 2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(支給決定の取消し等)

- 第12条 知事は、支援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の 記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の支給 を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の支給 決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を 通知するものとする。

(支援金の返還等)

- 第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給 した支援金の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の 受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金 の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく支援金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、 当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合 は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割 合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 (第2条、第3条関係)

対象事業所・施設種別			
幼稚園	幼稚園		
保育所等	保育所、地域型保育事業所		
認定こども園	幼保連携型、幼稚園型、保育所型		
認可外保育施設	認可外保育施設(居宅訪問型認可外保育施設を除く。)		

別表2 (第4条)

		支給額	
幼稚園、保育所等、	認定こども園、	認可外保育施設	2,500 円×給食提供人数